

## 募集要領

### 1. 件名

「ごみの分別変更」周知・啓発用映像制作業務委託

### 2. 概要及び目的

本業務は、令和9年4月に開始予定のごみ分別の変更に伴い、市民が新たなごみ分別ルールを正しく理解し、適切に排出できるよう周知・啓発するために、市YouTube公式チャンネルや、デジタルサイネージ等で使用する動画・静止画を制作することを目的とする。

### 3. 業務内容

仕様書（別紙1）のとおり

### 4. 履行期間

契約締結日から令和8年10月31日まで

### 5. 履行場所

市長が指定する場所

### 6. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

### 7. 提案限度価格

770,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、提案限度価格を超える提案については無効とする。

### 8. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次の全ての要件を満たしている者であること

- (1) 松山市競争入札参加者資格を有しており、広告・宣伝業務（映像制作）に登録があること。
- (2) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

### 9. 募集要領等の配布

- (1) 期 間：令和8年4月7日（火）から令和8年5月12日（火）まで
- (2) 場 所：募集要領中「20. 事務局」参照
- (3) 方 法：配布場所で受け取る。又は松山市ホームページよりダウンロードすること。  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

### 10. 評価基準

評価基準書（別紙2）のとおり

## 1 1. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等、プレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行うこととするが、感染症の拡大状況等に応じて、オンラインでのプレゼンテーション又は書面審査に変更する場合がある。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者全てに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

## 1 2. 選考委員会の構成

選考委員会は市職員5名で構成する。なお、外部の有識者（2名）を置き、意見を求めるものとする。

## 1 3. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 令和8年4月7日（火）から令和8年4月21日（火）17時まで
- (2) 受付方法 質問書（様式1）に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話、来庁、FAX、口頭等での質問は受け付けられないものとする。  
また、電子メールを送信した後に、清掃課まで送信した旨の電話をすること。なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法、仕様書の内容等に関するものに限り受け付けるものとする。
- (3) 回答及び公表 質問者に令和8年4月23日（木）までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。  
ホームページアドレス <https://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

## 1 4. 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月12日（火） 17時（必着）
- (2) 提出場所 募集要領中「20. 事務局」参照
- (3) 提出方法 参加表明書（様式2）を持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

## 1 5. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年5月19日（火） 17時（必着）
- (2) 提出書類

| 提出書類名                       | 提出上の注意  |
|-----------------------------|---|
| 企画提案書                       | ①A4サイズ縦とする。<br>②評価基準書（別紙2）を参考に作成すること。<br>③企画提案のポイントについて分かりやすく説明すること。<br>・提案意図<br>・映像内容（構成等）<br>・独自提案等（提案等がある場合のみ）<br>④ページ番号を付すこと。 |
| 業務執行体制（様式3）                 |   |
| 配置予定の業務責任者・主な従事者の役割と実績（様式4） | ①「同種または類似業務の実績と概要」に記載した中で、これまでに作成した主な成果品の概要が分かるものを2つ提案書に添付すること。   |

|               |  |
|---------------|--|
| 参考見積書（様式5）    | ①松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。<br>②消費税及び地方消費税を明記すること。                                 |
| 企画提案書の概要（様式6） | ①A4サイズ2ページ以内に簡潔にまとめること。<br>②選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較できるようにするため、企画提案書の概要を記載すること。 |

- (3) 提出部数：各10部（正本1部・副本9部）  
(4) 提出場所：募集要領中「20. 事務局」参照  
(5) 提出方法：持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）  
\*ファイルに左綴じし、表紙と背表紙に業務名と応募事業者名を記入すること。

#### 16. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

- (1) 実施日時 令和8年5月下旬又は6月上旬（予定）  
**※詳細な日時・場所については、後日、別途通知する。**  
(2) 実施時間 1者につき30分程度 プレゼンテーション 10分程度  
ヒアリング 20分程度  
(3) 出席者  
①1者につき5名までとする。  
②業務責任者及び主な従事者となる予定の者は、原則出席すること。  
(4) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は認める。この場合、プロジェクター及びスクリーン、HDMIケーブルは松山市が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。

また、参加者が1者の場合、プレゼンテーションを行わず、書類審査とすることがある。

#### 17. スケジュール

- |                       |  |
|-----------------------|--|
| (1) 実施手続きの開始・公表       | 令和8年4月 7日（火）   |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付    | 令和8年4月 7日（火）<br>～令和8年4月21日（火）                        |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表 | 令和8年4月23日（木）   |
| (4) 参加表明書の提出締切り       | 令和8年5月12日（火）※必着                                      |
| (5) 応募業者数等の公表         | 令和8年5月14日（木）   |
| (6) 提案書等の提出締切り        | 令和8年5月19日（火）※必着                                      |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査 | 令和8年5月下旬または6月上旬（予定）<br><b>（詳細な日時・場所は、後日、別途通知する。）</b> |
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表    | 令和8年6月上旬（予定）   |
| (9) 契約締結・公表           | 令和8年6月中旬（予定）   |

#### 18. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合  
(2) 募集要領に違反した場合  
(3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合  
(4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が補正を指示したにも関わらず、期限内に補正に応じなかった場合  
(5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合

- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 評価基準書の各項目において選考委員5名の評価点の平均が一項目でも最低水準点に満たない場合
- (8) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

## 19. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は松山市に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (9) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないよう配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りでない。

## 20. 事務局

〒790-0026

松山市室町一丁目2-1

松山市 環境部 清掃課 担当：山下

清掃課開庁時間 月曜日～金曜日 8：15～17：00

土曜日 8：15～12：15

TEL：089-921-5516 FAX：089-921-6311

メールアドレス：seisou@city.matsuyama.ehime.jp